

開示項目索引

銀行法施行規則第19条の2の開示項目

1 銀行の概況及び組織に関する事項	
イ 経営の組織	31
ロ 持株数の多い順に10以上の株主に関する事項	36
ハ 取締役及び監査役の氏名及び役職名	32
ニ 会計監査人の氏名又は名称	38
ホ 営業所の名称及び所在地	30
2 銀行の主要な業務の内容	23～28
3 銀行の主要な業務に関する事項	
イ 直近の事業年度における事業の概況	3
ロ 直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	37
（1）経常収益	
（2）経常利益又は経常損失	
（3）当期純利益もしくは当期純損失	
（4）資本金及び発行済株式の総数	
（5）純資産額	
（6）総資産額	
（7）預金残高	
（8）貸出金残高	
（9）有価証券残高	
（10）単体自己資本比率	
（11）配当性向	
（12）従業員数	
ハ 直近の2事業年度における業務の状況を示す指標	
●主要な業務の状況を示す指標	
1 業務粗利益及び業務粗利益率	47
2 資金運用収支、役務取引等収支、その他業務収支	47
3 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、 利回り及び資金利鞘	47～48
4 受取利息及び支払利息の増減	49
5 総資産経常利益率及び資本経常利益率	47
6 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	47
●預金に関する指標	
1 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金 その他の預金の平均残高	51
2 定期預金の残存期間別の残高	52
●貸出金等に関する指標	
1 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	53
2 貸出金の残存期間別の残高	53
3 担保の種類別の貸出金残高及び支払承諾見返額	53
4 使途別の貸出金残高	54
5 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	54
6 中小企業等に対する貸出金残高 及び貸出金の総額に占める割合	54
7 特定海外債権残高の5パーセント以上を占める国別の残高	54
8 預貸率の期末値及び期中平均値	55
●有価証券に関する指標	
1 商品有価証券の種類別の平均残高	57
2 有価証券の種類別の残存期間別の残高	56
3 有価証券の種類別の平均残高	56
4 預証率の期末値及び期中平均値	57
4 銀行の業務の運営に関する事項	
イ リスク管理の体制	8～9
ロ 法令遵守の体制	8～9
ハ 中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組の状況	14～20
ニ 当行が契約している銀行法上の指定紛争解決機関	28

(注) 本資料に掲載している計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しております。

銀行法施行規則第19条の2の開示項目

5 銀行の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
イ 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書	38～46
ロ 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額	55
（1）破綻先債権に該当する貸出金	
（2）延滞債権に該当する貸出金	
（3）3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	
（4）貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
ハ 自己資本の充実の状況	61～70
ニ 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
（1）有価証券	58～59
（2）金銭の信託	59
（3）銀行法施行規則第13条の3第1項第5号に掲げる取引(デリバティブ取引)	59
ホ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	55
ヘ 貸出金償却の額	55
ト 会社法第396条第1項による会計監査人の監査を受けている旨	38
チ 金融商品取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を受けている旨	38
6 報酬等に関する事項であって、銀行の業務の運営又は財産の 状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定め るもの	71～72

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第7条に規定する
主務省令で定める事項(金融機能の再生のための緊急措置に関する
法律施行規則第5条及び第6条)の開示項目

正常債権、要管理債権、危険債権並びに破産更正債権 及びこれらに準ずる債権の各々の金額	55
---	----